

新島村特別定額給付金について

【概要】

給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において**住民基本台帳に記録されている者**。
給付額は、給付対象者一人につき**10万円**。受給権者は、住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主となり、給付金は**世帯主の口座**に振り込まれます。

【申請期間】 令和2年5月11日（月）から令和2年8月11日（火）

【申請方法】 ①郵送による申請 ②オンラインによる申請

※**感染症予防の観点から**、郵便局や役場に**持ち込まず**、出来るだけ、**ポストに投函**していただきますようお願いいたします。新島村においては、**郵送頂いた方が給付処理は早い**と考えておりますので、**郵送による申請を推奨**いたします。

※**上記①、②の方式による申請が難しい方**は、下記のとおり**窓口による申請**も受け付けます。

・日時 5月11日から5月末頃まで 平日9:00~15:00

・場所 本村住民センター2階集会室・若郷会館ロビー・式根島支所

※申請添付書類作成のため**コピー機**を利用したい方は**裏面を参照**して下さい。

※**詳細については、特別定額給付金申請の流れをご覧ください。**

【給付の時期】

※申請書の受付・審査が終了した方から、速やかに、ご指定の口座に入金する予定です。

【その他注意事項】

※特別定額給付金の支給を利用した**詐欺行為が懸念**されています。新島村役場の職員以外が申請等についてお問い合わせすることはありませんので、別添「給付金のサギ（詐欺）に注意」をご覧ください、ご注意くださいようお願いいたします。

（高齢者施設、児童施設等にお住まい場合は、施設からの確認がある場合があります。）

※**給付を希望されない方のみ**、チェック欄に**×**を記入してください。

※代理申請を行う場合は以下の者とし、代理人本人の確認書類の添付も必要となります。

- ・申請書給付対象者欄に、村が記載している世帯構成者
- ・同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計を同一としている者
- ・法定代理人（親権者・家庭裁判所が認めた後見人等）
- ・民生委員・親類等で村長が特に認める者